

就労選択支援について

令和7年10月改訂
岐阜県障害福祉課事業所指導係

目次

1. 就労選択支援の概要（趣旨・支援内容・対象者・基準）について
2. 実施主体について
3. 就労選択支援員の要件・兼務について
4. 中立性の確保及び報酬算定について
5. 指定申請の手続き及び今後のスケジュール等について



1 就労選択支援の概要

就労選択支援の趣旨

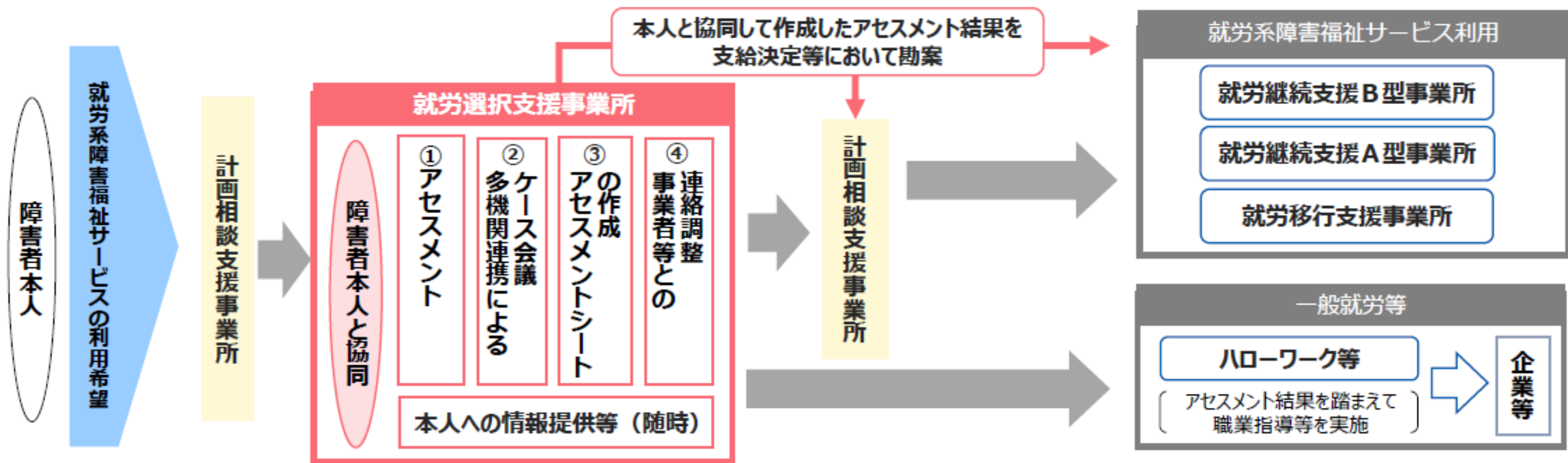
- 就労選択支援は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するもの
- 就労選択支援を適切に活用することにより、本人の希望や就労能力等に応じて、就労に必要な知識及び能力の向上に資する就労系障害福祉サービスや一般就労への移行といった就労に関する機会が適切に提供されるよう留意

支援内容（基本プロセス）

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価、就労に関する意向等の整理（アセスメント）を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関（※）の担当者等を招集して多機関によるケース会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等から意見聴取を実施。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

※ 市町村、指定特定相談支援事業所等、公共職業安定所その他関係機関





就労選択支援の対象者

サービス類型		新たに利用する意向がある 障害者	既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和 7 年 10 月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50 歳に達している者または障害基礎年金 1 級受給者 ・ 就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和 9 年 4 月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和 9 年 4 月から原則利用 ※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者

各種基準の概要

定員

10人以上

人員基準

①就労選択支援員

- ・総数：常勤換算で、利用者数（新規の場合は推定数）を15で除した数以上適切に支援をできる体制であれば、1人未満の配置として差し支えない
- ・専ら当該事業所の職務に従事するもの（ただし、利用者の支援に支障がない場合は兼務は可）

②管理者

- ・専ら当該事業所の職務に従事するもの（ただし、管理業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務、他の事業所の職務のいずれかとの兼務は可）

①訓練・作業室

- ・利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保し、訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること

②訓練・作業室、多目的室その他運営上必要な設備

- ・相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用可
- ・利用者の支援に支障がない場合、就労移行支援、就労継続支援等と兼用可

③相談室

- ・間仕切り等（室内における談話の漏えいを防ぐための措置）を設けること

④洗面所

- ・利用者の特性に応じたもの

⑤便所

- ・利用者の特性に応じたもの



※上記の設備を複数個所に分けて整備することは不可（厚労省確認）

○評価及び整理

- ・ 短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を行う。
- ・ アセスメントの結果の作成にあたり、利用者及び市町村、特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して多機関によるケース会議を開催し、利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、担当者等に意見を求めなければならない。
- ・ アセスメント結果に係る情報を利用者及び特定相談支援事業所等に提供しなければならない。

○関係機関との連絡調整等

- ・ アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。
- ・ 自立支援連絡協議会への定期的な参加、公共職業安定所へ訪問等により、地域における就労選択に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集及び、利用者に対して進路選択に資する情報提供に努めなければならない。

<留意事項>

- ・ アセスメントの詳細や方法等については、国作成「就労選択支援マニュアル」を参考としてください。
 - ・ アセスメントの中で利用者に対する工賃が発生した場合は、利用者に支払って差し支えありません。
 - ・ 他機関で既にアセスメントが実施されている場合、当該アセスメントを活用・参考して差し支えありません。
- しかし、労無く報酬を得る目的で他機関の利用を勧め、そのアセスメント結果を流用することはできません。

<指定基準チェックリスト>

人員基準	従業者	就労選択支援員	☐ 常勤換算で、利用者数を15で除した数以上。 ※利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数（定員の90%）とする。
	管理者		☐ 上記の従業者は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。 ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 資格要件：以下のいずれかを満たす必要がある。 ☐ ・社会福祉法第19条第1項各号のいずれか（社会福祉主事任用資格）に該当する者。 ☐ ・社会福祉事業に2年以上従事した者。 ☐ ・これらと同等以上の能力を有すると認められる者。 ☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 ただし、指定就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定就労選択支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

設備基準	訓練・作業室	☐ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 ☐ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
	相談室	☐ 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。
	洗面所	☐ 利用者の特性に応じたものであること。
	便所	☐ 利用者の特性に応じたものであること。
	多目的室その他の運営上必要な設備	☐ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用することができる。 ☐ 上記の設備は、専ら当該指定就労選択支援事業所の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。
基準運営	利用定員	☐ 定員 10人以上。

他法令の順守	☐ 消防法担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○スプリンクラー設置義務の有無 有 無（いずれかに○）
	☐ 建築基準法担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○必要手続の有無 有 無（いずれかに○）
	☐ 都市計画法（開発許可）担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○当該建築物が市街化調整区域に立地するか 区域内・区域外（いずれかに○）
	☐ その他関係法令担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○必要手続の有無 有 無（いずれかに○） ☐ 上記担当部署との協議に使用した図面等は、申請内容と同一であること。 ☐ 上記担当部署との協議内容について必要手続及び検査を完了していること。

2 実施主体について

指定基準

- ① 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、**過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの**
- ② その他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者

国が想定する②

ア 地域によっては①を満たす事業者が存在しない場合もあるが、地域の実情に応じて就労選択支援事業者を確保するため、例えば、①を満たす以下の事業者を都道府県知事が認める。

- ・ 障害者就業・生活支援センター事業の受託法人
- ・ 自治体設置の就労支援センター
- ・ 障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関

イ 同一市区町村内に就労選択支援事業所が存在しない場合には、例えば、以下のような事業者についても、都道府県知事が認める。

- ・ 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去10年間の連続する3年間に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの

岐阜県における基準②の取扱い

指定基準②－ア

- 県内の一部地域においては指定事業者が存在しておらず、また、当該地域の周辺市町村にも①を満たす事業者が存在しないところがある。こうした状況を踏まえ、就労選択支援事業者を確保する観点から、①を満たす以下の事業者については、「①と同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者」として認める。
 - ・ 障害者就業・生活支援センター事業の受託法人
 - ・ 自治体設置の就労支援センター
 - ・ 障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関

指定基準②－イ

- 令和7年10月以降、一定期間経過しても同一市区町村内に就労選択支援事業所が存在しない場合には、当該市町村の自立支援協議会の意見等を踏まえ、国が例示する以下の事業者等について「①と同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者」として認めるかを検討する。
 - ・ 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去10年間の連続する3年間に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの

3 就労選択支援員の要件・兼務について

指定基準

- 指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（＝就労選択支援員養成研修を修了した者）
- 就労選択支援員養成研修の受講要件は、基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績が通算5年以上あること

R9までの経過措置

- 基礎的研修（※1）又は基礎的研修と同等以上の研修（※2）の修了者を就労選択支援員とみなす。
- 基礎的研修の実施状況を踏まえ、基礎的研修と同等以上の研修（※2）の修了者も養成研修の受講を可能とする。
- ※1 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が行う「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」
- ※2 就業支援基礎研修（就労支援員対応型）←研修告示（平成21年厚生労働省告示第178号）第1号イに規定する研修
訪問型職場適応援助者養成研修←研修告示（平成21年厚生労働省告示第178号）第1号ロに規定する研修
研修告示（平成21年厚生労働省告示第178号）第1号ハに規定する研修（同号イ及びハと同等以上の研修）
サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）
相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）

障害者の就労支援分野の勤務実績

- ・ 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所及び就労定着支援事業所における管理者、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員、就労支援員及び就労定着支援員
- ・ 障害者職業センターにおける職業カウンセラー、職場適応援助者（企業在籍型を除く。）
- ・ 障害者就業・生活支援センターにおける生活支援担当者、就業支援担当者
- ・ 障害者職業能力開発助成金による能力開発訓練事業を行う機関における就職支援責任者、訓練担当者
- ・ 令和9年度末までに基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了していることを以て就労選択支援員として勤務した実績

就労選択支援員の兼務

- 一体的に運営する就労移行支援事業所等の常勤の職業指導員等の直接処遇に係る職員は、利用者に対するサービス提供に支障が無い場合は、就労選択支援員として従事することができる。
- 兼務を行う勤務時間については、就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できる。

4 中立性の確保及び報酬算定について

概 要

- 就労選択支援の趣旨は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援することであり、そのためには、中立性を確保し、客観的な視点から事業が実施されることが重要。

報酬・基準上の取扱い

- 特定事業所集中減算
正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合には、200単位を所定単位数から減算するとともに、市町村へ算定結果に係る書類を提出する。
※ 地域において、利用者が利用可能な就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型事業所が1か所しか存在していない等、正当な理由がある場合は減算しない。
- 利益供与等の禁止
事業者は、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
- 多機関連携会議の開催
本人へ提供する情報に誤りや偏りがないよう多機関連携会議を開催する。

報酬・基準上の取扱い

○ 同一法人が運営する就労系障害福祉サービスの利用者

就労継続支援や就労移行支援を利用中の者が、当該サービスに係る受給者証の更新や事業所の変更を検討するに当たって就労選択支援を利用する場合、アセスメントや情報提供の客観性を担保するため、当該サービスを提供している事業所と同一の法人が運営する就労選択支援は利用できないものとする。ただし、近隣に別の法人が運営する就労選択支援事業所や就労移行支援事業所がない場合は、同一法人が運営する就労選択支援の利用を認める。

基本報酬の算定について

○ 就労選択支援の基本報酬・・・1,210単位

○ 基本報酬の算定にあたって

- ・ 指定就労選択支援事業者は、サービス提供記録の中で1日単位の支援内容を記録するものとする。
- ・ 事業内容うち未実施の事項がある場合は、就労選択支援サービスを適切に提供しておらず、当該利用者に対する就労選択支援の基本報酬は算定できない。ただし、利用者の責めに帰すべき事由により未実施の事項がある場合は算定可能。
- ・ 報酬算定の対象となるのは、就労選択支援として、利用者に対して、直接支援を行った場合とする。
(利用者が同席する多機関連携によるケース会議や企業訪問は算定対象とするが、関係機関との連絡調整等のみ行うなど、利用者の参加を伴わない場合は算定対象としない。)

特定事業所集中減算

- 事業所は、毎年度2回（前期・後期）、就労アセスメントの利用が終了した利用者を対象に、以下の方法により判定し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合は、判定時に作成した書類を県（指定権者）へ提出。また、正当な理由がない場合には、県へ減算を届け出る必要がある。
- 判定の結果、80%を超えなかった場合においても、判定時に作成した書類は、5年間保存すること。

（判定方法）

- ・ 年2回、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、基準該当就労継続支援B型につながった件数をそれぞれ算出
- ・ それぞれのサービスについて移行した人数が最も多い法人（移行率最高法人）を確認
- ・ 以下の計算式により、各サービスの移行率最高法人の占める割合を算出

（計算式）

各サービスに係る移行率最高法人につながった利用者数 ÷ 各サービスにつながった利用者数

（算定期間・減算適用期間）

	判定期間	市町村提出期限	減算期間
前期	1月1日 ～ 6月30日	9月15日	10月1日 ～ 3月31日
後期	7月1日 ～ 12月31日	3月15日	4月1日 ～ 9月30日

判定時に作成する書類に記載すべき事項

- ① 判定期間においてアセスメントを終了した利用者の総数
- ② 就労移行支援等のそれぞれの事業につながった利用者数
- ③ 就労移行支援等のそれぞれの移行率最高法人につながった利用者数並びに移行率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- ④ 計算式により算出した割合
- ⑤ ④で算出した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由

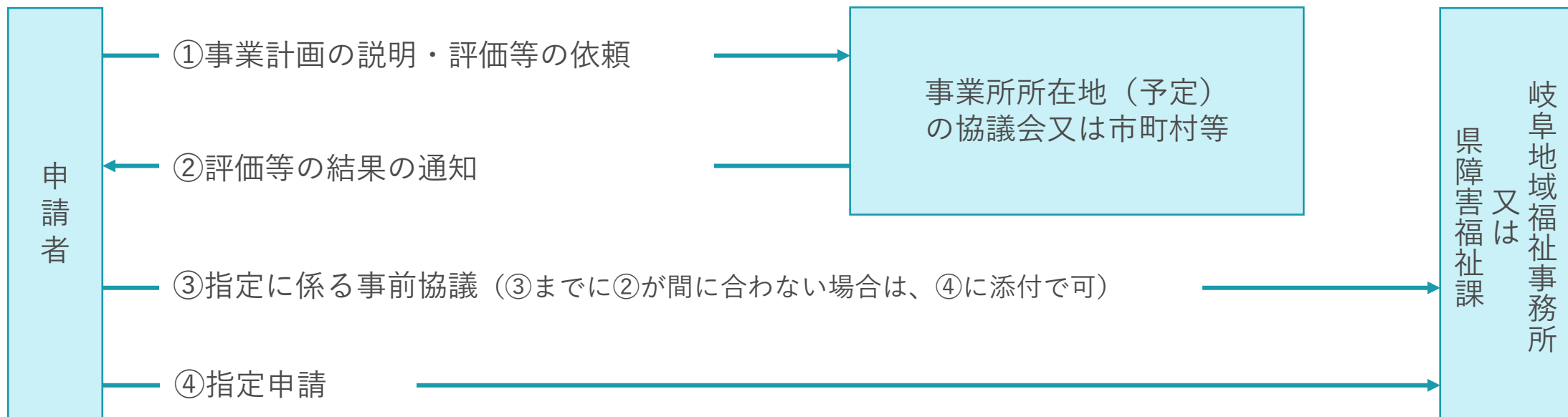
(正当な理由の例示)

- ・事業実施地域にサービス事業所が少数である場合
- ・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算を受けている場合
- ・それぞれのサービスにつながった件数が5件以下等、利用が少数の場合
- ・サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案したこと等により、特定の事業者集中していると認められる場合

5. 指定申請の手続き及び今後のスケジュール等について

○ 就労選択支援の指定申請にあたっては、事業所所在地の自立支援協議会又は市町村・広域連合（市町村等）による評価を受け、それを踏まえた対応を記載した書類の提出を求めるとします。

（根拠：障害者総合支援法第施行令第34条の15の2 第1項 第14号に定める「その他指定に関し必要と認める書類」）



障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会又は市町村等からの
評価等の内容及びそれらに対する対応について

協議会又は市町村等の名称	〇〇〇市 〇〇〇課
協議会又は市町村等に対する 事業計画等の説明日（提出日）	令和 7 年〇月〇日 事業計画等を提出

項目	評価等の内容 （要望・助言・意見等）	評価等の結果 に対する対応
運営方針、 運営・支援 の内容	地域のニーズや要望・助言等を踏まえた運営に努めていただきたい。	関係市町村等の協議会に定期的に 参加し、その際にあった要望・意見 等を事業運営に反映する。
地域との連 携	協議会、公共職業安定所、近隣の 障害者雇用を実施する企業等との 連携等により情報の収集に努め、 利用者に対して中立的に進路選択 に資する情報を提供されたい。	協議会への参加、公共職業安定所 への訪問等により雇用に関する事 例等情報を収集し、利用者の進路 選択に資する情報の提供に努める。
利用者	定員の拡大を検討いただきたい。	就労選択支援員の確保・育成を図 りつつ、定員増について検討する。
定期的な協 議会への参 加・事業運 営状況の報 告	協議会に定期的に参加し、支援実 績等を報告いただきたい。	毎年〇月に開催される協議会に参 加し、支援実績を報告する。

※項目は例示であり、評価等の内容に応じて適宜設定すること

今後のスケジュール

指定希望日（※1）	事前協議資料の提出期限	指定申請書類の提出期限（※2）
令和7年10月1日	令和7年 8 月12日	令和7年 9 月10日
11月1日	令和7年 9 月10日	令和7年10月10日
12月1日	令和7年 9 月30日	令和7年10月31日
令和8年1月1日以降	既存の障害福祉サービス等と同様	

※1 審査の状況によっては、指定希望日に指定できない可能性もあります。

※2 協議会又は市町村等の評価等についても、指定申請書類の提出期限までにご提出願います。